

平成30年度事業報告

自平成30年4月 1日

至平成31年3月31日

公益社団法人石川県バス協会

I. 事業概況

平成30年度の我が国経済は、政府による経済財政政策の推進等により、緩やかな回復基調が続き、有効求人倍率も高い水準で推移した。しかしながら、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題などの国際情勢の変化の中で、後半は先行きの不透明感が増すこととなった。また、アジア各国を中心に前年に続き訪日外国人旅行者が増加し、関連消費が新たな成長分野として位置付けられるようになった。

一方、西日本豪雨災害をはじめ、地震、豪雨、台風による自然災害が多発し、地域に甚大な被害をもたらした。

乗合バス事業については、大都市部では引き続き堅調に推移したものの、人口減少と少子高齢化の進展を背景に地方部では依然厳しい経営状況が続いた。また、貸切バス事業については、軽井沢スキーバス事故の対策として実施された、事業許可の更新制及び貸切バス適正化機関による巡回指導が2年度目を迎え、事業適正化を目指した取組が進んでいる。さらに、安全コストを賄う新運賃・料金制度については、制度の定着とともに、その見直しが検討された。また、両事業ともに多くのバス事業者が運転者不足の問題を抱える中、国の重要課題である働き方改革を実現する法律改正が行われ、バス事業に関しても関連する取組が進められた。この他、インバウンド振興、バリアフリー対策の推進についても法律が改正され、バス業界としての対応が求められた。

こうした状況の下、石川県バス協会は、平成30年度事業計画に基づき、また、情勢の変化に対応し、輸送サービスの維持、改善や安全確保等の重要な課題をはじめ、公共交通機関としての国民生活に果たす役割・責任において、会員各位とともに英知を結集し、利用者ニーズに対応した創造性豊かなサービスの提供、山積する諸課題の克服に努めるとともに、公共的使命の完遂とバス事業の健全な発展によって地域社会の福祉の増進を目指し、積極的に取り組んだ。

主な報告事項は、下記のとおりである。

記

1. バス事業関係諸制度及び税制等への対応

平成31年度税制改正要望として、自動車関係諸税の負担軽減について、バス業界挙げて要望活動を行いました。

その結果、自動車関係諸税では、バリアフリー車両（ノンステップバス・リフト付バス等）に係る特例措置（自動車取得税）については、貸切バスも追加対象（自動車取得税、自動車重量税）となり平成33年3月まで延長（自動車取得税廃止

後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)、エコカー減税(自動車取得税、自動車重量税)については、対象等を見直した上(平成27年燃費基準達成車は、減税対象外)で平成33年3月まで延長、衝突被害軽減ブレーキ等先進安全装置を装備した車両に係る特例措置(自動車取得税)については、平成33年3月まで延長となった。また、営自格差の見直しについては、営業用バスに対する軽減措置(自動車取得税、自動車重量税、自動車税)は維持、中小企業投資促進税制については、平成33年3月まで延長が認められたが、外形標準課税については、見直しが行われなかった。軽油引取税の当分の間の税率(旧暫定税率)の撤廃については、実現しなかった。

なお、消費税率引き上げ時に自動車取得税に替り導入される自動車税の環境性能割において、減税措置が現行より拡充される、また、これまでバリアフリー車両等の軽減措置とエコカー減税が選択適用だったが、併用適用されることになった。

2. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため日本バス協会の「環境対策を強化する月間」等において、「不正改造車排除強化月間」、「自動車点検整備推進運動強化月間」、「エコドライブ強化月間」等の推進実施及びバスマスクによる広報啓発に努めるとともに石川県の「エコドライブ推進運動」、「全国不正軽油撲滅強化月間」の周知啓発にも積極的に協力しました。
- (2) 日本バス協会と協調した地方路線バス及び貸切バス(中古車)の導入に対する助成を実施し、導入促進を図るなど環境対策に努めました。

3. 交通バリアフリー対策の推進

- (1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス(ノンステップ、リフト付バス等)車両について、日本バス協会と協調して、人にやさしいバスの導入に対する助成を実施し、普及拡大に努めました。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律改正について、委員会等を通じ会員への周知を図りました。

4. 安全輸送対策の推進

- (1) 委員会を開催し、自動車運送事業者における脳血管疾患ガイドライン、乗務中における携帯電話等の使用に関するガイドライン、バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理などについて、会員に対する周知理解に努め、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を中心とした安全輸送対策の推進を図りました。
- (2) バス事故の3割を占める車内事故の防止を図るため、7月に日本バス協会主導により実施した「車内事故防止キャンペーン」について、特に発進時の事故の割合が高い傾向にあり、地方自治体に広報掲載を要請し啓発活動に努めました。
- (3) ゴールデンウィークや夏の多客期等バスジャック・テロ対策をはじめとする危機管理対策、年4回の交通安全運動、年末年始の安全総点検等を通じて安全意識の高揚に努めました。また、「石川県認知症高齢者等地域支援ネット

ワーク」や「いしかわテロ対策ネットワーク」への参画及び子供の安全確保（ながら見守り活動）への賛同協力等、県民生活の安全安心の寄与に努めました。

(4) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用し「睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査」をはじめ「運転者の安全研修受講」、「ドライブレコーダー導入」、「アルコール検知器導入」、「運輸安全マネジメントセミナー受講」及び日本バス協会と協調助成した「衝突被害軽減ブレーキ装備車導入」に対する助成を実施するなど運転者安全教育の充実や安全なバス等の導入促進に努めました。

(5) 平成30年12月19日、石川県地場産業振興センターにおいて、北陸信越運輸局石川運輸支局長を来賓に迎え第14回優良運転者認定式を開催しました。

また、同日同会場で第14回運転者講習会(165名出席)を開催し、「交通事故防止」及び「おもてなし」に関する研修を実施しました。

5. 貸切バスの振興策の推進

- (1) 委員会を通じ、日本バス協会が策定した訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン、インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン等について、会員への周知に努めました。
- (2) 貸切バス事業者の安全性評価・認定制度についての会員への周知と、実施機関である日本バス協会の認定申請に係る現地訪問審査等に協力し、平成30年度は、3社が新たに「一つ星」に認定され、認定会員事業者は35社中29社となりました。
- (3) 旅行業界との「安全運行パートナーシップ宣言」協定に基づき「第10回旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を開催し、睡眠不足に起因する事故の防止対策、脳血管疾患対策ガイドライン、運送引受書の一部改正など事業用自動車の安全対策を始めバリアフリー法の一部改正等バス事業の現状と課題について理解協力を求めました。
- (4) バス事業の収支状況等の分析結果情報を会員に提供しました。

6. 労働問題への対応

- (1) 日本バス協会が策定した「バス事業における働き方改革実現のためのアクションプラン」の実施に向けて取り組みや石川労働局の過重労働解消キャンペーンの実施などについて委員会等を通じ会員への周知に努めました。
- (2) 日本バス協会と協調した「大型二種免許取得養成助成」の実施、及び石川労働局の「石川人材確保対策推進協議会」、北陸信越運輸局の「北陸信越バス運転者確保対策会議」への参画等、バス運転者確保対策の取組みに努めました。

7. 運輸事業振興助成交付金事業

- (1) 平成30年度の交付金額(石川県の補助額)、17,542,000円を財源として実施した主な事業は、次のとおりであります。

- ① 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断助成、運行管理者の一般講習助成、運輸安全マネジメントセミナー受講助成、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成、ドライブレコーダー導入助成、アルコール検知器導入助成、運転者安全研修費助成、大型二種免許取得養成助成、運転者講習会や優良運転者の認定式の開催、交通安全意識の啓発活動として新聞等による広報活動等を実施しました。
 - ② 輸送サービスの改善に関する事業として、日本バス協会に協調した人にやさしいバス導入に対する助成を実施しました。また、「バスの日」関連事業新聞広報等及びチラシを作成し各自治体に広報依頼するとともにバス利用促進キャンペーンを金沢駅において展開しました。
さらに乗合事業者のバス停、待合室等、利用者利便増進に必要な施設整備事業に助成を行いました。
 - ③ 環境対策事業として、日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バス中古車導入に対する助成を実施しました。
 - ④ 貸切バス適正化事業
貸切バス適正化機関から業務委託された会員事業者に対する巡回指導を実施しました。
- (2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し、所定の手続きを行いました。

8. その他

(1) 優良運転者認定制度の拡充について

平成17年度に施行した優良運転者の認定制度について、バス業界における安全向上対策の一環として継続推進して取り組み、運転者の安全意識の高揚に努めました。

(2) 広報活動事業

協会ホームページ及びバスの日を中心とした新聞・チラシ等を活用して貸切バス事業者安全性評価認定制度及び公共交通としてのバス利用促進広報に努めました。

また、北陸信越運輸局石川運輸支局移転に伴い、当協会事務所も平成30年9月1日に隣接地に移転し、移転に関する諸届出、案内通知、広報等所定の手続きを行いました。

以上のような事業計画の遂行にあたり協会会員相互の団結を強め、諸問題に取り組んできたところでありますが、これを更に平成31年度も継続してその取り組み強化に努めます。